

寒くなったら

水道管の凍結に

ご注意ください



-4°C

冬期間にかけて、気温がマイナス4度以下になると水道管が凍結しやすくなります。長期間留守にする場合や水道を使用しない場合には特に注意が必要となりますので、防寒対策をお願いします。

特に凍りやすい水道管

- ・屋外に露出している水道管
- ・風当たりが強く、日かげにある水道管
- ・建物の北側にある水道管

水道管の凍結を防ぐには

水道管に保温チューブや布などを巻いてひもで結んでください。

メーターボックス内は空洞になっていて水道管が露出している状態です。発泡スチロールや新聞紙、布をビニール袋に詰めたものをメーターボックスの中に入れてください。

水道管が凍結して

水が出ないときは

凍結した水道管を熱湯などで急激に温めると、水道管に亀裂が生じることがあります。

水道管や蛇口などの凍

結している部分にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけて徐々に溶かしましょう。



水道管が破裂した場合には

メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止め、日野町の指定給水工事事業者へ修理を依頼してください。（修繕工事費用は自己負担となります。）



日野町指定
給水工事
事業者一覧

◆問い合わせ先 上下水道課 上水道担当 ☎ 0748-5216576

浄化槽の適正な管理をお願いします！

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査が法律で義務付けられています！

浄化槽が適正に維持管理されていないと、浄化されていない汚れた水がそのまま側溝や川に流れ、悪臭等により近隣に迷惑をかけることになります。また、琵琶湖の水質悪化・悪臭の原因になります。今一度、適正な管理ができていますかご確認ください。



項目	内容	回数
保守点検 (浄化槽法10条)	装置・機器の点検、調整、修理の実施および消毒剤の補充など	年3回以上 (処理方式等により異なります) ・保守点検業者に依頼してください。
清掃 (浄化槽法10条)	浄化槽内の汚泥の引き抜き、装置・機器の洗浄・掃除など	年1回以上 (処理方式等により異なります) ・清掃業者に依頼してください。
法定検査 (浄化槽法11条)	保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかなど、総合的な検査	年1回 ・指定検査機関に依頼してください。※検査の申し込み方法は下の二次元コードからご確認ください。



(公社)滋賀県生活
環境事業協会ホームページ

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎ 0748-5216579

下水道への接続をお願いします！

下水道に接続すると…

町内の多くの地域では、公共下水道または農村下水道が整備されており、下水道に接続することで台所やお風呂の排水を下水道管に流すことができます。し尿もトイレの水洗化により、そのまま下水道管に流すことができます。

また、工場や事業所などの排水も、有害物質を除いて下水道管に流せるようになります。

きれいなまち

生活環境が改善されます

生活雑排水が住宅のまわりにたまると、ハエや蚊の発生や、いやな臭いの原因となります。

下水道を整備することで生活雑排水をすみやかに流し、快適で衛生的な生活ができるようになります。

資源の有効利用

汚泥などが再利用されます

下水道には、水、汚泥、エネルギーなど再利用できる資源がたくさんあります。省エネや、リサイクル社会の実現のため、これらの資源の活用が注目されています。

下水処理場から出た汚泥は、肥料や歩道の敷石などに再利用されています。

さわやかな生活

トイレを水洗化できます

し尿をくみ取り式トイレにためておくことは衛生的でなく、また、悪臭の原因となります。

トイレを水洗化することで、浄化槽を通さず、直接下水道管に流すことができます。清潔で快適な水洗トイレが使え、悪臭もなくなります。

美しい自然

川や湖がきれいになります

生活雑排水などの汚れた水がそのまま流れると、水路や川、やがて湖までもが汚くなっていきます。下水道は汚水を下水道管に集めて運び、処理場できれいにしてから放流するので、川や湖を汚染から防ぎ、大切な水資源ときれいな自然を守ることができます。

これらの利点は目に見えないものもありますが、自然環境や生活環境に良い影響が出てきます。日野町の下水道接続率は、他市町と比べると低いのが現状です。下水道への接続にご協力をお願いします。

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当

☎0748-5216579

みんなで支えあう

国民健康保険

医療費の節約を実践してみませんか



皆さんからの保険税は医療保険の財源の一つですが、医療費が増えると、保険税も上がります。医療機関の適正受診などにより医療費の節約にご協力をお願いします。

◎重複受診をやめましょう

同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかること、そのために初診料が必要になり、前の医療機関と同じ検査や処置・投薬などを行うので医療費にも体にも負担がかかります。

◎時間外受診をやめましょう

休日や夜間などの時間外診療は、医療費が高く設定されています。緊急時以外は平日の時間内に受診しましょう。

◎かかりつけ医・かかりつけ薬剤師をもちましょう

かかりつけ医とは、健康状態などを把握し、健康管理や保健指導を行う医師のことです。

す。必要に応じて専門医に紹介状を書いてもらえます。かかりつけ薬剤師では、複数の医療機関で処方箋をもらっている場合に、薬の飲みあわせなどをチェックしてもらえます。

聞きたいことや伝えたいこと(既往症、自覚症状、薬、アレルギーなどを事前にまとめておくこと、医師や薬剤師にすぐに相談できて安心です。

◎ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬(先発医薬品)と同等の効能を認めたもので、開発費が低く抑えられるため低価格になります。

また、令和6年10月からは、ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品の処方

方を希望される場合は、医療費の自己負担分に特別の料金が加算されます。医師や薬剤師とご相談の上、ジェネリック医薬品の積極的なご利用をお願いします。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

◎ポリファーマシーを防止しましょう

ポリファーマシーとは、多くの薬を服用することにより副作用などの有害事象を起こすことです。

マイナ保険証を活用すれば、過去のお薬情報や健康診断の結果を確認することができ、重複処方や多剤服用の防止につながります。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

※薬局などにお薬手帳を持参する場合は、必ず1冊にまとめましょう。

※薬のことでわからないことがあれば、医師や薬剤師に必ず相談しましょう。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584